

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程等をここに公布する。

令和4年3月25日

香川県病院事業管理者 太 田 吉 夫

香川県病院局管理規程第3号

香川県病院局組織規程等の一部を改正する規程

(香川県病院局組織規程の一部改正)

第1条 香川県病院局組織規程(平成19年香川県病院局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職の設置)</p> <p>第3条 略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16)～(28) 略</u></p> <p>(事務局の分課)</p> <p>第16条 香川県立中央病院の事務局に、<u>総務課、業務課、医事・経営企画課及び診療支援課</u>を置く。<u>各課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>総務課</u></p> <p><u>(1) 予算及び決算に関すること。</u></p> <p><u>(2) 会計事務(他の課に属するものを除く。)に関すること。</u></p> <p><u>(3) 職員の身分、服務及び給与に関すること。</u></p> <p><u>(4) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。</u></p> <p><u>(5) 公印の保管に関すること。</u></p> <p><u>(6) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。</u></p> <p><u>(7) 法令による申請、報告及び諸届けに関すること。</u></p> <p><u>(8) 統計及び諸調査に関すること。</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、事務局の事務で他の課に属さないこと。</u></p> <p><u>業務課</u></p>	<p>(職の設置)</p> <p>第3条 局に、次に掲げる職を置き、職員をもってこれに充てる。</p> <p>本庁</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>県立病院(以下「病院」という。)</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 室長</u></p> <p><u>(17)～(29) 略</u></p> <p>(事務局の分課及び室)</p> <p>第16条 香川県立中央病院及び香川県立丸亀病院の事務局に、<u>総務企画課、業務課及び医事課</u>を置く。<u>ただし、香川県立丸亀病院には、医事課を置かないことがある。</u></p>

- (1) 病院の管理及び保安に関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 資産（現金及び未収金を除く。）の取得、管理及び処分に関する
こと。
- (4) 物品の調達、検収、出納及び保管に関すること。
- (5) 不用物品の処分に関すること。
- (6) 熱管理及び給食に関すること。

医事・経営企画課

- (1) 病院の経営企画に関すること。
- (2) 患者の受付及び窓口収入に関すること。
- (3) 診療収入及びこれに付随する収入の調定及び請求に関すること。
- (4) 患者の入退院事務に関すること。
- (5) 社会保険に関すること。
- (6) 未収金の整理及び督促に関すること。
- (7) 検診センターに関すること。
- (8) 広報に関すること。

診療支援課

- (1) 診療支援に関すること。
- (2) 地域医療の連携に関すること。
- (3) 医療社会事業に関すること。

2 香川県立丸亀病院の事務局に、総務企画課及び業務課を置く。各課の分 掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

- (1) 病院の経営企画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会計事務（他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- (5) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (8) 法令による申請、報告及び諸届けに関すること。
- (9) 広報、統計及び諸調査に関すること。
- (10) 患者の受付及び窓口収入に関すること。
- (11) 診療収入及びこれに付随する収入の調定及び請求に関すること。

2 香川県立中央病院の事務局に、地域医療連携課及び経営戦略室を置く。

- (12) 患者の入退院事務に関すること。
- (13) 社会保険に関すること
- (14) 未収金の整理及び督促に関すること。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、事務局の事務で他の課に属さないこと。

業務課

- (1) 病院の管理及び保安に関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 資産（現金及び未収金を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。
- (4) 物品の調達、検収、出納及び保管に関すること。
- (5) 不用物品の処分に関すること。
- (6) 熱管理及び給食に関すること。
- (7) 患者の取扱いに関すること。

3 前2項に規定する各課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、第1項ただし書の場合における医事課の分掌事務は、総務企画課の分掌事務とする。

総務企画課

- (1) 病院の経営企画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 会計事務（他の課に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 職員の身分、服務及び給与に関すること。
- (5) 職員の福利厚生及び健康管理に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- (8) 法令による申請、報告及び諸届けに関すること。
- (9) 広報、統計及び諸調査に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、事務局の事務で他の課に属さないこと。

業務課

- (1) 病院の管理及び取締りに関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 資産（現金及び未収金を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。

<p>(病院の職員)</p> <p>第17条 略 2～7 略 8 病院の事務局の課に課長を置く。 9・10 略</p> <p>(職務)</p> <p>第18条 略 2～6 略 7 課長は、上司の命を受けて、その所管する課に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 8～21 略</p>	<p>(4) <u>物品の調達、検収、出納及び保管に関すること。</u> (5) <u>不用物品の処分に関すること。</u> (6) <u>熱管理及び給食に関すること。</u> (7) <u>患者の取扱いに関すること。</u></p> <p>医事課</p> <p>(1) <u>患者の受付及び窓口収入に関すること。</u> (2) <u>診療収入及びこれに付随する収入の調定及び請求に関すること。</u> (3) <u>患者の入退院事務に関すること。</u> (4) <u>社会保険に関すること。</u> (5) <u>未収金の整理及び督促に関すること。</u> (6) <u>検診センターに関すること。(香川県立中央病院の医事課に限る。)</u></p> <p>地域医療連携課</p> <p>(1) <u>地域医療の連携に関すること。</u> (2) <u>医療社会事業に関すること。</u></p> <p>経営戦略室</p> <p>(1) <u>病院の経営改善に関すること。</u></p> <p>(病院の職員)</p> <p>第17条 略 2～7 略 8 病院の事務局の課に課長を、<u>室に室長を置く。</u> 9・10 略</p> <p>(職務)</p> <p>第18条 略 2～6 略 7 <u>課長及び室長は、上司の命を受けて、その所管する課又は室に属する業務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。</u> 8～21 略</p>
---	--

(香川県立病院事務決裁規程の一部を改正する規程)

第2条 香川県立病院事務決裁規程(平成19年香川県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表第1（第2条、第6条関係）

県立病院	代決者	
	第1順位	第2順位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務課長）。ただし、栄養士及び診療放射線技師に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)及び(10)から(12)までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長
略		

別表第1（第2条、第6条関係）

県立病院	代決者	
	第1順位	第2順位
香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、サービス関係事務については総務企画課長）又は主管室長。ただし、栄養士及び診療放射線技師に係る特定サービス関係事務（別表第3の2の項(3)、(5)、(7)、(8)及び(10)から(12)までに掲げるものをいう。以下同じ。）については、技師長
略		

（香川県病院局財務規程の一部を改正する規程）

第3条 香川県病院局財務規程（平成19年香川県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（企業出納員の設置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 企業出納員は、県立病院課の企業出納員にあつては県立病院課長及び県立病院課の副課長を、中央病院の企業出納員にあつては総務課長及び業務課長を、丸亀病院の企業出納員にあつては総務企画課長及び業務課長を、白鳥病院の企業出納員にあつては事務局次長をもって充てる。</p> <p>（企業出納員への事務委任）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を県立病院課長であ</p>	<p>（企業出納員の設置）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 企業出納員は、県立病院課の企業出納員にあつては県立病院課長及び県立病院課の副課長を、中央病院及び丸亀病院の企業出納員にあつてはそれぞれの総務企画課長及び業務課長を、白鳥病院の企業出納員にあつては事務局次長をもって充てる。</p> <p>（企業出納員への事務委任）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 管理者は、前項第1号から第5号までに掲げる事務を県立病院課長であ</p>

る企業出納員、中央病院の総務課長である企業出納員及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員に、同項第6号に掲げる事務を県立病院課の副課長である企業出納員並びに中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員に委任する。

(領収書の交付)

第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院の総務課長である企業出納員、丸亀病院の総務企画課長である企業出納員及び白鳥病院の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。

2～5 略

る企業出納員並びに中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員に、同項第6号に掲げる事務を県立病院課の副課長である企業出納員並びに中央病院及び丸亀病院の業務課長である企業出納員に委任する。

(領収書の交付)

第23条 企業出納員（県立病院課長である企業出納員、中央病院及び丸亀病院の総務企画課長である企業出納員並びに白鳥病院の企業出納員に限る。以下この章及び次章において同じ。）及び現金取扱員は、収入を収納した場合は、直ちに納付者に対して領収書又は納入通知書兼領収書を交付しなければならない。ただし、収納に当たって金銭登録機を使用する場合は、そのレシートをもって領収書に代えるものとし、この場合においては、領収印を押すことを省略することができる。

2～5 略

(香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程)

第4条 香川県病院局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年香川県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
職種	基礎とする給料表	学歴 免許等	基礎 号給	上限 号給	職種	基礎とする給料表	学歴 免許等	基礎 号給	上限 号給
1～10 略					1～10 略				
11 診療情報解析・分析、 情報広報、 <u>経営企画</u> その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	略				11 診療情報解析・分析、 情報広報、 <u>経営戦略</u> その他その職責がこれらに準ずると管理者が認める職	略			
12～17 略					12～17 略				

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。